

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 55

処 分 名	優良産業廃棄物処分業者の認定			
処 分 の 概 要	優良産業廃棄物処分業者を認定する。			
根 抱 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)			
条 项	第6条の11第2項			
所 管 課	廃棄物対策課			
経由機関での処理期間		なし		
所管課での処理期間		2ヶ月		
標 準 処 理 期 間		計 2ヶ月		
判 断 基 準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2の基準に適合していること。			
<b>【根拠法令等】</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令				
第6条の11第2項 法第14条第7項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第8項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第14条の3の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則				
第10条の4の2 令第6条の11第2号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。				
1 従前の法第14条第6項の許可に係る許可の有効期間(同条第8項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分を受けていないこと。				
2 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(…), インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。				
…。				
3 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第14001号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること。				
4 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていること。				
5 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。				
6 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。				
7 法人税等を滞納していないこと。				
8 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請

業者

所管課

認定

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。